

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる
特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正について

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を次のように改正する。

2017年（平成29年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる
特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年藤沢市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構の項を削る。

附 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、特定非営利活動法人藤沢市民活動推進機構が地方税法第314条の7第1項第4号の寄附金税額控除の対象ではなくなることに伴い、規定の整備をする必要による。